

西寺尾小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定（令和6年3月22日改定）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

（1）いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止等に向けての基本理念》

西寺尾小学校全ての子どもは、かけがえのない存在である。そして、子どもが健やかに成長していくことは学校、家庭、地域の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で自分の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものという認識に立つ必要がある。

《指導方針》

- ① 最悪を想定した取組
- ② 「いじめは絶対に許されないこと」という視点をもつ
- ③ 被害児童の保護
- ④ 加害児童への成長支援
- ⑤ 人権侵害の見地からの組織的対応をする

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

（1）委員会の構成員

管理職	児童支援専任	教務主任	養護教諭	学級担任	学年職員	関係職員	特別支援 Co
-----	--------	------	------	------	------	------	---------

※必要に応じて心理や福祉等、専門家の参加を求める。（SC・SSW等）

（2）委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的を開催する
- ・いじめの疑いがあったり認知したりした際には、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗を管理する

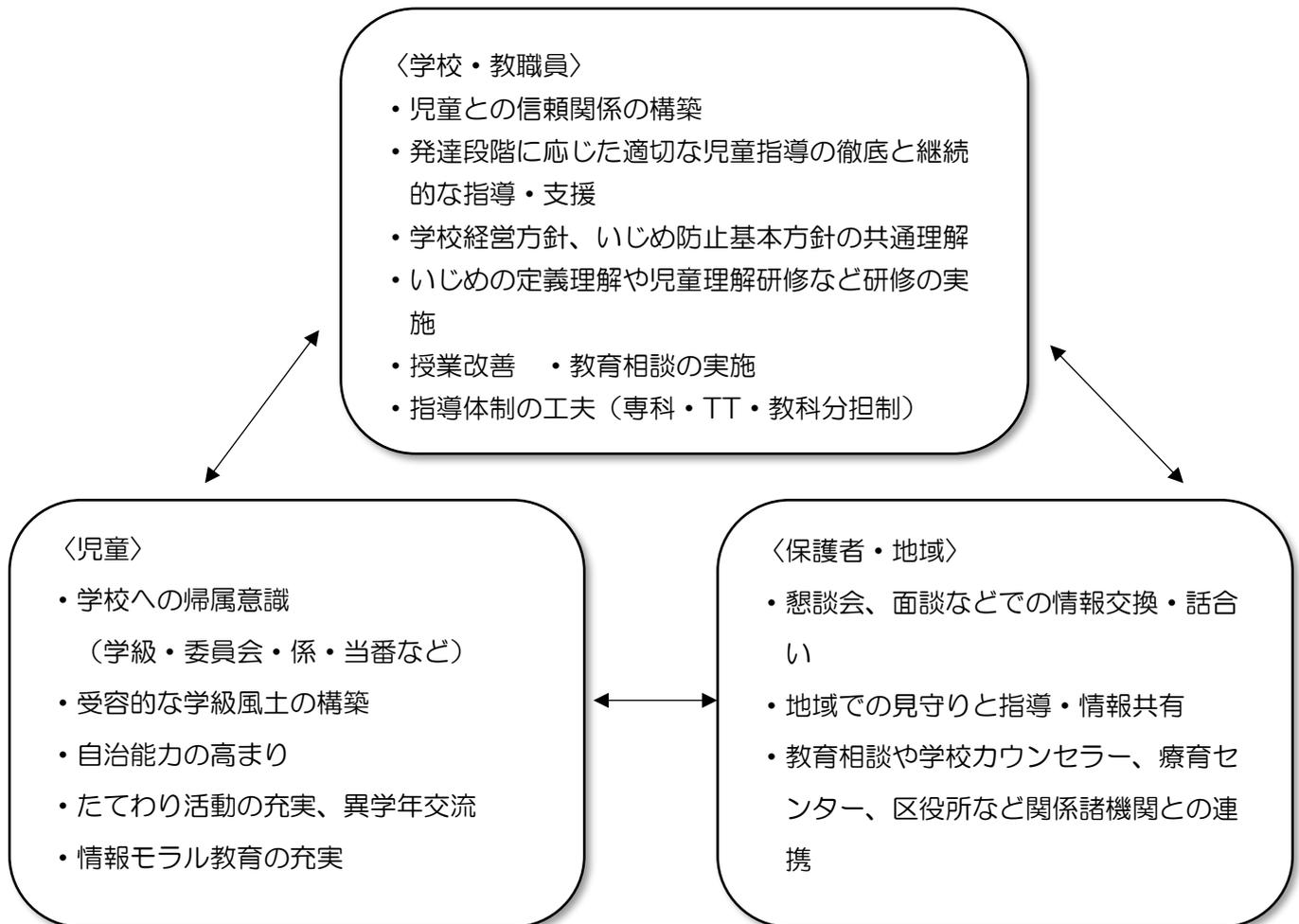
- ・「西寺尾小学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画を作成し、その年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画して計画的に実施する
- ・「西寺尾小学校いじめ防止基本方針」が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、「西寺尾小学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う。

(PDCA サイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) 未然防止

日々の授業（教科、特別活動、西寺尾の時間など）の中で、児童同士が話し合ったり協力し合ったりしながら主体的に活動する場面を意図的につくる。そうすることで豊かな人間関係を育み、社会性を養う。

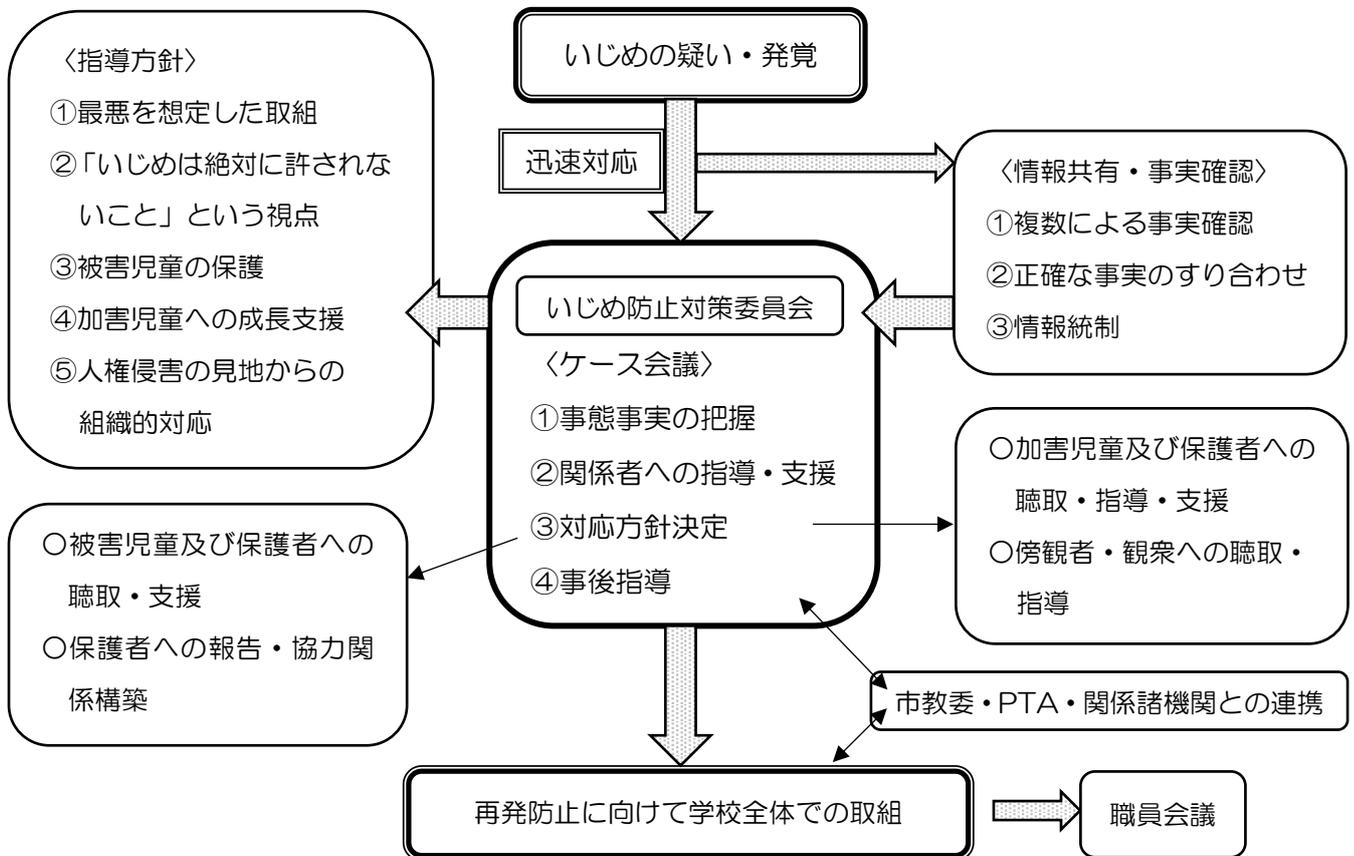


(2) 早期発見

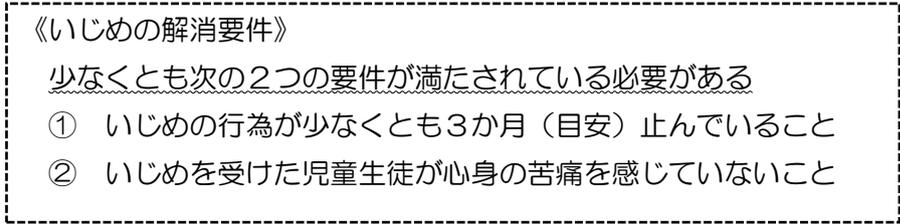
- ・いじめの疑いがある場合や、いじめが発見、通報、察知された場合、ただちに学年主任・児童支援専任・管理職に報告をし、いじめ防止対策委員会を中核として、速やかに対応する
- ・学年全体や専科など、多方面からの見取りや情報交換・共有をする
- ・記名（YP アセスメント、生活アンケート）・無記名のアンケートを年に3回実施する
- ・YP アセスメントを活用した学年会議の実施

- ・SC（学校カウンセラー）やSSW（スクールソーシャルワーカー）との連携

（3）事案対処



（4）いじめの解消の要件



（5）教職員等への研修

- ・新年度に学校経営方針、いじめ防止基本方針を全職員で共通理解をする
- ・いじめの定義理解や児童理解研修を通して、教職員一人ひとりが、いじめという問題に対する認識や取組み姿勢、日頃の取組について、改めて自己点検を行うとともに、全教職員が共通の認識をもてるようにする

（6）学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」や青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容の確認、前年度からの引き継ぎ いじめの定義・児童理解研修	入学式、地域訪問 学級懇談会 学校運営協議会
5月	各学級の人権目標の設定 いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）実施	学校説明会
6月	小中一貫研究会（中学1年生の授業参観） YP アセスメントシート（事例研修） YP アセスメントシート実施	授業参観
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック） 教育相談、小中一貫研修会	東部療育センターによる コンサルテーション 個人面談 学校運営協議会
8月	横浜子ども会議 校内研修	
9月		
10月	無記名アンケート実施	スポーツフェスタ 授業参観
11月	YP アセスメントシート・生活アンケート実施	
12月	人権週間・いじめ防止月間の取組 教育相談	三者面談
1月		
2月		まなびのひろば 懇談会
3月	年間の振り返り（いじめ防止対策の点検・見直し） 新年度への引き継ぎ	卒業証書授与式
年間	・いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ・C 研児童指導委員会、職員会議での情報共有 ・児童の委員会活動によるあいさつ運動	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに市教育委員会に報告します。

- ① 最悪を想定しての迅速な対処
- ② 管理職への報告
- ③ 複数体制による事実確認
- ④ 保護者への連絡

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。